

温故知新

日野歴史探訪

私達の住む日野町には、52の大字があり、それぞれの地域が豊かな自然と歴史文化でいろどられています。
温故知新では、町内各大字の歴史と代表的な文化財をシリーズで紹介していきます。

大字蓮花寺

大字蓮花寺は、西桜谷地区の西北部に位置し、字域南部を東から西へ流れる佐久良川の中流部分にあたります。字域の南北には山地が広がり、集落は佐久良川の北側にあります。

地名の由来

かつて当地に蓮花教釈寺という寺院があったことに由来すると伝わりますが、残念ながら寺跡などは見つかっていません。

最も古い記録としては、永禄11(1568)年2月27日に浅井長政が山中大和守あてに「蓮花寺」などを与えることを約束し、味方して仲間に入ることを誘っている文書〔浅井長政申談書〕神宮文庫蔵山中(文書)にその名前がすでに確認できます。

室町時代の宝篋印塔

中世の蓮花寺村の繁栄ぶりを示す資料として、信楽寺の石造宝篋印塔があります。

自然石を台座にして建っているこの塔の石材は日野町蔵王産の米石で、現在の高さは、75・4センチメートルで、完全であれば総高120センチメートルの四尺塔と推定されます。

基礎に、格狭間の三茎蓮が二面に描かれ、塔身には、各面に金剛界四仏の種子(梵字)が直接掘り込まれています。

構造形式や細部の手法などや塔の小型化も造られた時代を反映していると考えられ、室町時代初期の応永17(1410)年前後のものと推定され、昭和37(1962)年10月1日に、町指定文化財となりました。

白鬚神社の春の大祭

4月20日に近い日曜日の午前中、神主を中心に蓮花寺の男性により豊作祈願として行われているのが白鬚神社の春の大祭である「どんじよ祭」です。

その祭の名称は一同が「どんじよ汁」(どじょうと牛蒡入りの味噌汁)を食することから名付けられました。

「オニゴクサン(餅米を蒸して球状にしたもの)」「御菜」などの神饌物、「五菜汁」「どんじよ汁」が前日の土曜日に神主宅で用意され、祭礼当日は朝早くから神主宅に集まり、その後行列を組んで神社に向かい、到着後神饌物が本殿に供えられます。

蓮花寺には、かつて祭祀組織である「大組・小組」という宮座がありました。現在ではその代わりに別に分かれて座る筵座が用意され、本殿むかつて右に「一から五組」、

左に「六から十組」と座ります。

午前8時より神事が始まり、それが終わると拜殿で「五菜汁」や「どんじよ汁」などが振舞われ、その後神主の引継式や「高砂」などの謡が披露され、子ども相撲の奉納が行われます。

「どんじよ祭」に続けて大字野出の氏子も参加し、巫女による湯立神事が行われます。神事後、女性も参加しての春祭りが行われ、終了後は神饌物が参拝者へ配られます。



どんじよ祭(平成16年撮影)

また、午後からは子ども達も祭に参加できるようにと始まった子ども神輿が両字の集落内を練り歩きます。こうして一連の豊作を祈願する春の祭りが終わります。

みんなで支えあう 国民健康保険

医療費が高額になるときは…

高額療養費制度・限度額適用認定証をご利用ください!!

高額療養費制度について

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額について申請により支給を受けることができる制度です。(ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません)

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

70歳未満の方

同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得要件※1	自己負担限度額	
	年3回目まで	年4回目以降※3
901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

70歳以上の方

同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]		外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	課税標準額※6 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	課税標準額※6 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	課税標準額※6 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円			
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円		24,600円	
	Ⅰ※5			15,000円	

※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。

※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。

※3 過去12か月の間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。

※4 同一世帯に一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。

※5 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。

※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。

限度額適用認定証等の交付について

(更新受付を行っています)

手術や入院等によりひと月の医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担限度額と入院中の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

これらの認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月以降も引き続き必要とされる場合は、事前に郵送した申請書を住民課保険年金担当まで提出してください。

新たに認定証を必要とされる場合は、被保険者証、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認ができるものをお持ちのうえ、住民課保険年金担当で申請してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584